

いの町福祉タクシー・ガソリンチケットについて

町では、障害のある人の社会参加を促進し、活動範囲を広めることを目的とした福祉タクシー・ガソリンチケット交付事業を実施しています。

平成31年度分の福祉タクシー・ガソリンチケットは4月1日(月)から交付します(土、日、祝日を除く)。対象になる方は申請手続きを行ってください。

※代理の方でも結構です。

▼対象者
町内に住所を有し、次のいずれかに該当する在宅で生活をする方

- ① 視覚障害及び下肢障害もしくはは体幹障害の障害等級が1級から3級の方
- ② 上肢障害及び内部障害の障害等級が1級の方

※複数障害がある場合は個別の等級で確認します。

(2)療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA1、A2の方

(3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の方

▼金額と枚数

年間15,000円
(1枚500円 計30枚)

※また、年度途中で新たに当制度の対象となった方については、対象となった月に応じて次の枚数を交付します。

- ◇ 4〜6月/30枚 (15,000円)
- ◇ 7〜9月/24枚 (12,000円)
- ◇ 10〜12月/18枚 (9,000円)
- ◇ 1〜3月/12枚 (6,000円)

▼交付場所

- ほけん福祉課 (すこやかセンター伊野内)
- 各総合支所住民福祉課 町民課
- 各出張所

▼手続きに必要なもの

該当する障害者手帳、印鑑

▼注意事項

- ・交付を受けられるのは、タクシーチケットかガソリンチケットのどちらか一方です。
- ・ガソリンチケットは、本人名義及び同一生計者名義の家用自動車などを介護者が当該対象者の移動手段として使用する場合も対象となります。

なりません。

・チケットを紛失した場合は、再交付はできませんのでご注意ください。

・在宅の方のみ対象です。

(施設に入所している、病院に入院しているなどの場合は対象外)

■問い合わせ

- ほけん福祉課 (すこやかセンター伊野内) ☎088-893-3810
- 吾北総合支所住民福祉課 ☎088-867-2300
- 本川総合支所住民福祉課 ☎088-869-2114

お知らせ 在宅介護者への支援について

町では、在宅(住民票が町内にあり、その住所に居住している)で高齢者などを介護している方を支援しています。

▼紙オムツチケットの支給

対象者/介護保険法の規定に基づく要介護認定において要介護2以上で在宅生活を3か月以上継続しており、常時紙オムツを必要としている方

▼家族介護支援金の支給

対象者/介護保険法の規定に基づく要介護認定において

要介護2以上で、在宅生活を3か月以上継続している高齢者などを常時介護している方(町に納付すべき債務を滞納していない方)

支給を受けるには申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ

- ほけん福祉課 (すこやかセンター伊野内) ☎893-3810

お知らせ 森林の土地の所有者届出制度について

▼届出対象者
個人・法人を問わず、平成24年4月1日以降に売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。また、平成24年3月31日以前に森林の土地を取得した方でも、平成24年4月1日以降に遺産分割協議が成立した場合には届出が必要です。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。

▼届出期間及び届出先

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をして

ください。

▼届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

所定の届出様式がありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

- 森林政策課(吾北庁舎内) ☎867-2322
- 産業経済課 ☎893-1115
- 本川総合支所産業建設課 ☎869-2115